

申告書確認表【留意事項】

平成31年4月1日以後開始事業年度等分
外国法人用

| 項目 | No. | 確認内容 | 留意事項 |
|-------------------------|-----|--|---|
| | | | |
| 所得金額の計算 別表四・ 五(一) | 12 | 別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表四の47②欄 + 別表五(一)の31①欄 - 別表五(一)の28～30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄 | 中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。 |
| | 13 | 前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。 | 左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。 |
| | 14 | 貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。 | 左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があります。なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。 |
| 租税公課 別表五(二) | 15 | 5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。 | No.15～No.19によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があります。その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。 |
| | 16 | 5欄、10欄及び15欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。 | |
| | 17 | 19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税の額を別表四で加算していますか。 | |
| | 18 | 「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。 | |
| | 19 | 仮払経理により納付した税額の合計額及び41欄の金額は、それぞれ貸借対照表又は勘定科目内説明細書の記載額と一致していますか。 | |
| 所得税額控除 別表六(一) | 20 | 復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。 | 復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。 |
| | 21 | 12欄及び19欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていますか。 (例) 公社債の利子、特定目的信託の社債的受益権の収益の分配、公社債投資信託の収益の分配、公社債等運用投資信託の収益の分配、資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配 | あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となる場合があります。 |
| | 22 | 令和2年1月1日以後に支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六（五の二）を作成していますか。）。 | 平成30年度税制改正により、分配時調整外国税相当額の控除制度が創設されたことに伴い、分配時調整外国税相当額は所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。 |
| | 23 | 人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。 | 人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除かない場合には、所得税の控除税額が過大となる場合があります。 |